

経済産業省

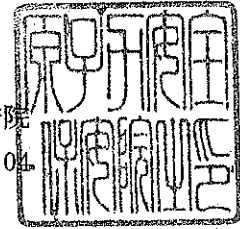
平成17・10・18原院第3号

平成17年10月21日

ガス事業者に係る重要施設における保安管理の徹底について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-245b-05-04



平成17年10月7日付け警察庁丙備発第332号をもって、警察庁警備局長から、本年11月中旬頃、ブッシュ・アメリカ合衆国大統領一行が来日するにあたり、テロ、ゲリラ等の発生が懸念されるところ、当省に対し、ガス事業者に対するライフラインの自主警備強化について指導を強化すること等の要請があった。

原子力安全・保安院は、今回の要請を踏まえ、ガス事業者に対し、ガス施設等（以下「施設」という。）の保安管理の徹底について、以下のとおり対応するよう求めることとする。

記

1. 施設及び設備の監視を徹底すること。
2. 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
3. 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を強化、徹底すること。
4. 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物を発見した場合、速やかに警察等へ連絡すること。
5. 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に徹底すること。
6. 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察等へ通報すること。
7. 施設及び設備に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察等への通報を徹底すること。
8. 危機管理能力の強化に努めること（情報管理の徹底、サイバーテロ対策の強化を含む。）。
9. 危険物、高圧ガスの保管管理等を徹底すること。